

令和3年6月21日

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策について

幸田町教育委員会

日頃は、幸田町の教育に御理解、御協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、愛知県は、6月20日をもって「緊急事態宣言」の対象地域から除外されました。これにより、愛知県では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用され、6月21日から7月11日まで実施することが決定されました。

これに伴い、「学校の新しい生活様式」における愛知県及び幸田町の「地域の感染レベル」は、「レベル3」から「レベル2」に引き下げられました。なお、重点措置を講ずるべき区域として近隣の刈谷市、岡崎市を含む14市町があげられています。引き続き、警戒を緩めずに、今後も必要な感染症対策を講じたうえで教育活動を行ってまいります。

御家庭におかれましては、次の点に気をつけていただきますよう改めてお願いいたします。

- 1 日中を含め、不要不急の外出を控えてください。
 - ・特に21時以降
 - ・県をまたぐ移動
- 2 3密を避け、手洗い等の基本的な感染予防に努めてください。
- 3 お子様の健康に留意し、特に登校前の検温等健康観察を確実にお願いします。
- 4 お子様の体調が悪い場合は、登校を控えてください。御家族の体調が悪い場合のお子様の登校控えは、一旦解除とします。
- 5 お子様や御家族が濃厚接触者と特定された場合や御家族が風邪症状などによりPCR検査等を受ける場合は、すぐに学校へ連絡してください。
- 6 お子様や御家族に心配な症状がある場合は、かかりつけ医または「受診・相談センター（西尾保健所 0563-54-1299）」へ相談してください。
- 7 気をつけていても感染してしまうことがあります。風評被害が生じないよう学校や個人の情報をSNS等で拡散したり、誹謗中傷したりすることは絶対にやめてください。